

令和8年度事業計画

本連盟は、わが国の伝統と文化に培われた剣道の理念に基づき、正しい、かつ、質の高い剣道の普及振興を図るとともに、“生涯剣道”を通して、活力のある山形県剣道界の実現と豊かな人間形成に資することをめざし、次のとおり事業の重点および重点施策を定め、令和7年度の事業を推進する。

1、事業の重点

- (1) 基本的感染対策は全剣連に呼応してすすめていく。
- (2) 中学校の武道必修化に伴う、剣道授業への体制づくりを引き続き推進する。
- (3) 正しい、質の高い剣道の普及・振興を図るために諸事業を推進する。
- (4) 生涯剣道(居合道・杖道を含む)を目標に各層の普及活動を推進する。
- (5) 競技力の向上を図るため強化事業を推進する。
- (6) 女子剣道の組織及び強化並びに 幼少年の指導の充実を図るために諸事業を推進する。
- (7) 組織間の連携を密にするとともに、相互の役割を分担して円滑に事業を推進する。
- (8) 一般社会の剣道への理解を深めるため、広報事業の展開に注力する。
- (9) コンプライアンスの遵守を図る。

2、重点施策

- (1) 基本的感染対策の実施にあたっては、全日本剣道連盟（以下全剣連）発出（令和6年9月1日施行）の感染症予防ガイドライン、あわせて新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取り扱い及び「剣道試合、審判、運営要領の手引き」の改訂（令和6年9月1日施行）を広く周知させ遵守していく。
- (2) 全剣連及び関係機関・団体と密な連携・調整のもと、先行的に業務を実施する。
- (3) 授業協力者制度の適正な運用の構築を推進する。
 - ① 教育委員会及び中学校に対する授業協力者制度の働きかけを継続し、県内中学校の剣道授業選択校の拡充を図る。
 - ② 授業協力者の識能の維持・向上を図るため授業協力者指導充実・資質向上講習会を実施する。また、実質指導可能協力者の拡充を図る。
 - ③ 公開授業を実施し、教育委員会や外部中学校関係者の参加を得て授業協力者活用による教育的効果について検証するとともに、併せて県内中学校の剣道授業選択校の拡充を図る。
- (4) 中学部活動の地域移行の体制整備に伴い、県・市長村及び関係機関と連携し円滑な移行に協力する。
- (5) 剣道の普及振興と質的向上を図るための講習会・稽古会を開催する。
 - ① 剣道人口減少の歯止めをかけるべく、各地区においてスポーツ少年団の再編を支援するとともに幼少年（未就学児）への剣道普及のための具体的方策を講じる
 - ② 指導力の向上を図るため、各種講習会を実施するとともに全剣連で実施する各種講習会・研修会に指導者を派遣する。
 - ③ 高段者の質的向上を図るため、中央講師の招聘による講習会を実施するとともに、高段者稽古会を実施する。
 - ④ 合同稽古会（県・東北）及び各種講習会への参加を促進する。この際、女子部委員会の充実を図り女子の積極的参加を啓発する。

- ⑤ 各地区、市町村(地域)における講習会及び少子化に対応した小中学生の合同稽古会を積極的に支援する。
- (6) 女子部委員会を設置し、女子の理事・評議員を増員する。
- (7) 称号を有しない会員の受審啓発を促進する。この際、全剣連と連携し諸施策を検討する。
- (8) 主催・共催(主管)の諸大会を充実させるとともに、その大会運営に万全を期して取り組む。
 - ① 試合・審判規則の周知徹底と審判技術の向上に努める。
 - ② 各種大会への参加意欲を高めるため、各地区と連携しながら啓蒙活動に努める。
 - ③ 主管地区と連携・協力のもとに、充実した大会運営に努める。
- (9) 国民スポーツ大会、東北総合スポーツ大会、並びに各種全国規模の大会において好成績を挙げるため、山形県競技スポーツ、山形県スポーツ協会等の関係機関・団体と連携しながら、強化事業を推進する。
 - ① 強化選手を早期に指定するとともに、強化指定選手による集合強化稽古会を実施し、強化意識の高揚を図る。
 - ② 強化指定選手を各種練成会・大会に派遣する。
 - ③ 強化練習会(合宿)並びに県外遠征を継続的に実施する。
 - ④ 国体、東北総体、その他の全国大会等に出場する選手選考委員会の機能を強化する。
 - ⑤ 中体連・高体連と連携のもと、ジュニア層・少年の部の育成・強化に努める。
 - ⑥ スポーツ少年団と中学校との連携による各地域の一貫指導を具体的に進める。
 - ⑦ 強化指定選手及び高体連強化委員に対する日本スポーツ協会指導員資格の取得を啓蒙する。
- (10) 称号・段級位規則及び細則に基づき、段級位審査並びに称号推薦を適切公平に実施する。
 - ① 審査員選考基準に基づき、適格な審査員の選考を行う。
 - ② 山形県段級位審査規則に基づき、段級位審査を適正に運営し、厳正かつ公平に行う。
 - ③ 審査規則の付与基準に基づき、称号の推薦を適正に行う。
 - ④ 日本剣道形及び木刀による剣道基本技稽古法の普及に努めるとともに、着眼に基づき適正な審査を行う。
 - ⑤ 県内五地区における段級位審査は所属地区で受審するよう、年度当初に呼びかける。
- (11) 広報活動を充実させるとともに、電子情報化に努め、事務の合理的運営を行う。
 - ① 各地区・団体並びに連盟会員への連絡態勢を充実するため電子メール通信網を運用し活用する。
 - ② 登録管理システムによる称号・段位の照会、段位登録申請の適正化に努める。
 - ③ ホームページなどの運用は、時代の進化に即して発信機能を高める。発信内容は、各部(居合、杖道)とも連携を図る。
 - ④ 全剣連広報誌「月刊 剣窓」の購読に努める。(五段以上の受有者の購読)
- (12) 全剣連における「倫理に関するガイドライン(令和5年11月2日改訂)の周知と徹底を図る。
(暴力、セクハラ、差別、ジェンダー、ドーピング、審査の公正、経理など)
また、ハラスメント撲滅に向けての全剣連の取り組み(2025年6月)を遂行し社会的な信頼の確保に努める。
- (13) 事業の推進にあたり、健康管理・安全管理に努める。
 - ① 参加者のコロナ対策を十分に配慮し、各自の健康管理への指導を徹底する。
 - ② 剣道具(特に竹刀)の安全管理の指導を徹底し、事故防止に努める。
 - ③ 万一の事故に備えるため傷害保険に加入するとともに緊急時に対応する態勢を整える。
- (14) 健全財政の確保に努める。
 - ① 収入減に対応するため経費の節減に努める。

- ② 本県開催が見込まれる全国(東北を含む)規模の行事に備えるために積立てに努める。
(15) 県立武道館建設に向けて会員一同の意思統一を図る。

※ 今後本県開催が予定される全国・東北規模の行事

1. 東北役員会 (令和8年2月) 済
2. 東北高校選抜大会 (令和8年2月) 済
3. 東北高校選手権大会 (令和8年6月)
4. 東北総合スポーツ大会 (令和9年6月)
5. 東日本錬成会 (令和9年)
6. 9月合同稽古会 (令和9年)
7. 骨太研修会 (令和9年2月)